

平成23年度 第1回白井市地域公共交通会議

<議事概要>

日 時:平成23年7月26日(火) 午前10時～午前11時45分

場 所:白井市役所 4階大会議室

出席委員:赤松茂委員、伊藤道行委員、川上美則委員、木村節委員、腰川昌男委員、瀬戸雅一委員、

土屋昭彦委員、戸澤健太郎委員、増田清委員 (五十音順)全9名

欠席委員:池田和弘委員、小林敬子委員、平川進委員、三橋裕樹委員、内藤健作委員

傍 聴 者:1名

○委嘱状交付式

・会議に先立ち委嘱状交付式が行われ、伊澤史夫市長から各委員に対して委嘱状が交付された。

○市長あいさつ

- ・白井市地域公共交通会議にご出席いただきまして誠にありがとうございます。
- ・また、この度は委員をお願いしましたところ、快くお引き受けいただき、重ねてお礼申し上げます。
- ・地域公共交通会議は、市の循環バスや福祉有償運送運行に関して、市民、行政、運輸局、警察、バス・タクシー事業者等の関係者での協議及び合意形成を図ることを目的として設置しています。
- ・後ほど事務局から、ご説明申し上げますが、本年度は白井市高齢者等外出支援サービス事業の更新のための審査をお願いすることとなっています。
- ・また、循環バスにおきましては、昨年9月に見直しを行いましたので、その後の検証結果の報告をしまして、委員の皆様からご意見をいただき次回の見直しの際に活かしてまいりたいと考えております。
- ・委員の皆さまには各方面からのご意見、ご助言をいただきたいと考えています。

○委員自己紹介

・各委員の紹介を行うとともに一言ご挨拶をいただいた。引き続き事務局の紹介

○会長について

・設置要綱に基づき、会長及び議長に伊藤委員を選出

○地域公共交通会議について

- ・市では、循環バス事業や市の自家用自動車による高齢者等外出支援サービス事業を行っており、事業を実施するためには道路運送法に基づき、運行形態・運賃等について協議する場として「地域公共交通会議」を設置し、合意形成を図ることが必要となっています。
- ・本年度の地域公共交通会議は、高齢者等外出支援サービス事業の更新審査を主に行うものです。また、昨年実施した循環バスの運行見直し後の検証結果を報告し、委員からの意見をいただき次回の見直しの際の参考にさせていただきたいと考えています。

○議事

(1)道路運送法第79条の3に規定する市町村福祉有償運送の更新について

【会長】

・道路運送法第79条の3に規定する市町村福祉有償運送である白井市高齢者等外出支援サービス事業の更新についての説明をお願いします。

【高齢者福祉課】

・今回お願いする議事は、前回、平成20年の地域公共交通会議において合意をいただき、更新登録を行った「白井市高齢者等外出支援サービス事業」の登録期間が本年の9月末をもって終了することから、再度更新登録の申請をするにあたり、この会議の合意が必要なことから諮るものです。

・資料に基づき、道路運送法第79条の3に規定する市町村福祉有償運送である白井市高齢者等外出支援サービス事業の更新についての説明を行います。

・白井市における移動制約者及び一般公共交通機関等の現状について、資料の「(1)道路運送法第79条の3に規定する市町村有償運送(白井市高齢者等外出支援サービス事業)の更新について」の資料の4枚目の裏面の参考資料の「白井市における移動制約者の現状」の中の、移動制約者とは、介護保険の要支援・要介護認定を受けている人、身体障害者のうち行動するうえで、他の人の介助や車椅子等を使用したり、移動の場面で単独での移動が困難であったり、身体的苦痛を受けるなどの制約を受ける人を指しています。

・その移動制約者として資料の上段にある介護保険認定者数の状況は、要支援1・2については、日常生活の一部に介助が必要で、適切にサービスを利用すれば生活機能が改善する可能性が高い状態の方が、認定を受けています。次に、要介護1から5については、日常生活で介助を必要とする度合いが高い状態の方で、部分的に介護を要する状態の要介護1から最重度の介護を要する状態の要介護5まで、状態に応じて段階的に認定されており、要支援及び要介護を合計すると平成23年3月末日現在で1,406人の方がいます。なお、これらの方について、重度の方は車椅子利用、それ以外の方でも単独での移動が困難で、体力の消耗、身体的苦痛を伴い介助者による移動が必要な方もおり、ともに公共交通機関の利用が制限される状況です。

・次に、移動制約者として下段にある障害者手帳等の交付状況は、身体障害の状態として肢体不自由、視覚障害、聴覚・平衡機能障害及び内部障害の方は、平成23年3月末日現在で合計1,366人の方が手帳の交付を受けています。また、知的障害者及び精神障害者の方についても、合計で385人の方が手帳の交付を受けています。これらの方についても、介護保険認定者と同様に公共交通機関の利用が制限される状況です。

・以上、白井市における移動制約者の総数としては、重複認定があるが介護保険と障害者手帳等の合計の3,157人と捉えています。

・次に、次ページの白井市における移動制約者の公共交通機関等の概要について、現在の白井市の公共交通機関については、一般事業者として鉄道・路線バス・タクシーと、白井市が事業者である循環バスがあります。これらの交通機関の軌道・路線・車両数等の移動制約者に対する整備状況は、表のとおりとなっています。

・次に、白井市におけるその他の福祉車両の状況は、福祉車両の貸出し事業として、福祉車両ゆうあい号の貸出しを行っています。内容としては、市内在住の心身障害者及び高齢者並びに家族、社会福祉団体及び社会福祉施設、社会福祉ボランティアへ7日間を限度として貸出しを行うもので、料金は、燃料費を自己負担とし、貸出料は無料で行っています。

・次に、福祉タクシー事業については、市内在住の重度の身体障害者及び療育手帳所持者並びに介護保険認定の要介護2以上の高齢者にタクシー料金の一部を助成するもので、助成額は、1回につき、運賃の2分の1の額で1,000円を上限額とし、利用券は1ヶ月につき3枚を発行しています。契約タクシー事業者等としては、市内及び近隣市町村の39社と契約しています。

・次に、白井市における移送ボランティアの状況としては、社会福祉法人及びNPO法人の計3社が介護保険等

利用者への移動介助、送迎サービス等の福祉有償運送を行っています。なお、それぞれの利用実績は、資料のとおりとなっています。

・続きまして、本資料の1枚目の白井市高齢者等外出支援サービス事業の更新について、(ア)事業の目的・概要は、自力で外出が困難な移動制約者である高齢者や障害者の医療機関、福祉サービス施設、市役所などへ外出する際の移動手段について、市内のタクシー、バス等の公共交通機関の利用では十分な輸送環境にあるとは言いがたいため、市が主体となった輸送サービスを提供する必要があると考えられます。そのため、平成12年度から移動制約者の社会参加を促進し、健康増進、福祉の向上を図ることを目的に、病院や市役所などへの外出に際し、市所有の自動車により送迎を行っています。なお、運行管理は白井市社会福祉協議会に委託して実施していて、利用対象者は、一般の公共交通機関を利用するのが困難で、車椅子を使用することにより移動可能な方で、介護保険法の要介護3～5までの高齢者、身体障害者手帳の1・2級の所持者となっています。

・市所有の運行車両は、3台で車両種別、福祉装備及び損害賠償措置は、表のとおりとなっています。

・運行内容は、市役所その他市の施設、在宅福祉サービスを提供する施設、医療機関への送迎を行い、運行範囲としては、片道20km以内となっています。なお、運行日、運行時間及び利用回数は、月曜日から金曜日の午前9時から午後4時30分までとし、1人週1回の往復を利用回数としています。利用方法としては、利用者登録制をとっています。

・利用者負担金は、片道1回あたりの金額として、市民税課税世帯では、市内200円、市外250円とし、市民税非課税世帯では、課税世帯の2分の1の市内100円、市外120円で、生活保護世帯においては、無料となっています。なお、利用者負担金の設定については、道路運送法施行規則第51条の15第1項の規定に基づき、燃料費相当分を想定し設定しています。

・(オ)運行実績で過去3年間については、平成20年度においては燃料費が利用者負担を上回っているが、これは平成20年6月から9月頃にガソリン代が1リットル当り170円から180円代に高騰したことが原因と推測されます。その他21・22年度は概ね同等となっています。

・現行の運行許可については、改正道路運送法第79条の3により、平成20年10月1日から平成23年9月30日までの有効期間で登録しています。今回、有効期間の満了を迎える自家用有償旅客運送者登録の更新については、白井市では、高齢化率の上昇に伴い、ひとり暮らし高齢者数も確実に増えつつあり、そして多くの高齢者が持病を持ち通院が日常生活の一部になっている世帯が多い現状です。ひとり暮らし高齢者が直ちに移動制約者になるわけではないが、年々増加している傾向と、家族による送迎が期待しにくいことを考えると、地域における移送の支援が必要となる可能性が極めて高いと考えられます。加えて、高齢者や障害者の社会参加を図るうえで、移動制約者のニーズに対応したサービスの充実が求められるところです。

・以上のことから、白井市においては、タクシー・バス等の公共交通機関だけでは、移動制約者に係る輸送サービスが確保し難い状況と考えられるため、自家用自動車による輸送サービスの補完等、地域における外出支援充実のため、引続き白井市高齢者等外出支援サービスが必要であることから、白井市高齢者等外出支援サービスについて、道路運送法第79条の6第2項に基づく有効期間の更新の合意をお願いするものです。

・続いて、本会議において確認することとされています、自家用有償旅客運送の更新登録申請書一式である、22枚綴りの資料の「通達161号(地域公共交通会議に関する国土交通省としての考え方について)に基づく市町村運営有償運送に関する確認事項」の確認をします。(なお、本資料については、個人情報が含まれていることから、会議終了後、回収した。)

① 使用する自動車の種類ごとの数(2ページ)

福祉運送車両3台の種別

② 運転者に求められる要件(4~18ページ)

運転者5名の名簿(4)・運転者台帳・運転免許証・福祉有償運送運転者代替講習終了証の写し(5~18)

③ 損害賠償措置(19~27ページ)

福祉運送車両3台の自動車検査証・自動車保険証券の写し

④ 運行管理の体制(29・30・37ページ)

⑤ 整備管理の体制(29・30・37ページ)

運行管理・整備管理の責任者の名簿(29)及び指揮命令系統(30)

乗務記録簿(37)

⑥ 事故等の連絡体制(30・41ページ)

事故処理連絡体制の指揮命令系統(30)及び事故の記録簿(41)

⑦ 苦情処理体制(30・42ページ)

苦情処理連絡体制の指揮命令系(30)統及び苦情処理簿(42)

⑧ その他

【会長】

・今の説明に対して、何か質問等があればお願いします。

【委員】

・今回の議題というのは、福祉輸送サービスが、9月30日に期限が切れることから、現状のまま、また、改善等があれば改善して10月1日から更新をしますということですね。今説明のあった資料は、その更新の審議をするための資料ということですね。

【高齢者福祉課】

・更新に際して、運輸局に10月1日からの更新として申請書を提出するにあたり、必要書類としてこの地域公共交通会議に諮ることが前提となっているので今回諮らせてもらったところです。また、通達161号の資料については、今会議で確認が必要することになっているので提出したところです。

【委員】

・その他福祉車両の状況という資料の中で、福祉車両の貸出、福祉タクシーのチケット助成などに関しては今回関係なく、高齢者等外出支援サービスの更新の審査のみ対象ということでよいですか。

【高齢者福祉課】

・市内の福祉輸送についての状況を示したものでこの会議で審議するものではありません。

【委員】

・利用対象者として要介護3・4・5の方、身体障害者手帳1・2級所持者となっていますが、白井市における移動制約者の現状の資料の中でその対象となる要介護3・4・5の方の数は分かるのですが、身体障害者手帳1・2級所持者の数が読みとれない。どれだけ対象者がいますか。

【高齢者福祉課】

・1級の方が494人、2級の方が218人、合わせて712人が対象者になります。

【委員】

・運転手は、社会福祉協議会の職員ですか、それとも社会福祉協議会で募集した臨時職員ですか。

【高齢者福祉課】

・社会福祉協議会で臨時職員として雇用しています。

【委員】

・その方たちの人件費はどうなっていますか。

【高齢者福祉課】

・手元に資料がないが、確か時給 930 円程度だと思います。

【会長】

・資料の中の運行実績の表に、人件費の欄があるがこの中に含まれるということですね。

【高齢者福祉課】

・臨時職員として雇用する運転手の給料と、同じく臨時職員として雇用する、行く先などを整理するためのコーディネーターの給料が含まれています。

【委員】

・この審議については問題点や利用者の意見とかがあってそれを皆さんで検討するという場ではなく、今までやってきたこの事業の資料に基づいて、これを見て納得して、それで審議するということになるのですか。

【会長】

・この会議として、事業の必要性を判断するという、市内の公共交通の状況と今回の高齢者等の外出支援サービスの対象者がこの位の人数がいるという状況、そういったものを加味した中でこの事業が白井市としてこの高齢者等の外出支援サービスが必要かどうかを見込んでいただくというような話になるかと思います。

・ただ今の質問の中で、市としてこの事業に対する検証や必要性をどのように捉えているか、その辺についての考え方があれば、また、苦情等があればそれについて回答をお願いします。

【高齢者福祉課】

・事故報告や苦情報告というのは、前回更新してから3年間は一度もありません。必要性としては、登録人数が100人を超えていることから、もしこの制度がなくなってしまうと病院であるとか福祉施設などになかなか行けなくなってしまうということを考えると今後もこの事業は続けていきたいと考えています。

【委員】

・委員会の下部組織というのか具体的なところの検討をしている会議というのがあるのか。例えば、登録人数が109人というのが多いとみるか少ないとみるかいろいろあると思いますが、対象者の割合からしても1割にも満たないであるとか、利用回数が13回というのが多いとみるか少ないとみるか、人件費等の費用も目に見えない部分でもっと出ているのではないか、適正なのか等を考えたときに、仮にこの事業をやらないと言ったときに他で代用できないのか意見が出てもおかしくないと思うのですが、その具体的なことを検討するような場所はあるのですか。

【高齢者福祉課】

・高齢者の移動の関係では、全体を見てどういう形でやっていくかという組織自体はありませんが、障害者であるとか高齢者であるとかを担当する社会福祉課や高齢者福祉課の職員同士の話し合いの中で今後どのような形でやっていくことが良いのか等と協議を行っていますが、特に外部委員を交えた委員会等は今のところありません。

【会長】

・福祉輸送について言えば、この会議と同じように更新性をとっていると思うがその辺についても説明をお願いします。

【高齢者福祉課】

・福祉輸送の関係では、先ほど介護保険の関係と事業者の関係がありますが、高齢者福祉課の中にこの公共交

通会議のような組織があり、その中で合意を得るような会議を持っています。

【会長】

・高齢者等の外出支援サービスについて、他の輸送サービスとの代替性ということをどのように考えているのかという質問があったと思うのですが、その辺についての考え方があればお願いします。

【高齢者福祉課】

・代替えとして考えられるとすれば民間のタクシー事業者だと思うのですが、今のところ白井市で持っている車が車椅子のまま入れるスロープ式の専用車両ということで利用者の方に非常に喜んでいただいております。タクシー事業者のものだとスロープを使って利用できるのが少ないということで、利用者の方にご不便掛けてしまうのかなということでこの事業については当分の間は引き続いてやっていく事業なのではないかと考えているところです。ただ、タクシー事業者からすると自分のところの事業が圧迫されるということで以前、事業者さんからはバッテリーするようなどころがあるということで言われたことはあります。これについては、やむを得ないものと考えています。

【委員】

・事業自体は良いことだとは分かっている。どうぞ更新してくださいということで、そのことについて文句はありません。ただ、実際に運用している中で、運転している方や利用している方、またその家族の方の生の声、職員の方もそうです、例えばこういうところを改善したら良いのではないかなというような話があったというようなことが出てこない、私たちとしては事業の更新という判断をするのに材料が足りないのではないかなと思うのです。もっと具体的な話が聞きたかったのです。

・運行内容で確認したことがあるのですが、運行範囲が片道20km以内ということであるが、これは厳密に区切っているのですか。

【高齢者福祉課】

・距離の確認については、車のメーターで行っているのですが、例えば病院で言うと柏の慈恵医大であるとか多少の誤差はあるのかなとは思っています。

【委員】

・印旛日医大とかは大丈夫ですか。

【高齢者福祉課】

・印旛日医大については大丈夫です。片道20kmはありません。

・利用状況としては、主に90%くらいが病院の送迎になっております。

【委員】

・そのように具体的な利用の状況を提示してもらおうと私たちとしてもいろいろと判断が出来るし、どのように利用されているのかということがわかる。説明される方は、どのように使っているかというのは分かっている当たり前なのかもしれないが、私たちは何も知らないわけですからきちんと説明して欲しかった。

【会長】

・各委員に必要性を判断してもらおう上で、どういった利用状況があるのか教えてください。

【高齢者福祉課】

・利用実績として、平成22年度として、市内通院445件、公共施設194件、計639件、市外通院769件、公共施設4件、計773件、全体で1,412件でした。

・参考までに、平成21年度としては、市内通院424件、公共施設185件、計609件、市外通院654件、公共施設0件、計654件、全体で1,263件。

・平成20年度としては、市内通院455件、公共施設227件、計682件、市外通院786件、公共施設0件、計786件、全体で1,468件。

・これらの件数を見ると通院が90%以上占めるという利用状況であることがわかります。

【委員】

・登録人数が109人とあるが、利用対象者からすると少ない気がするのですがどう捉えたらよいのでしょうか。もっと増えても良いのかなという気もしますがいかがでしょうか。

【会長】

・登録人数の傾向というのはどう捉えていますか。登録者としては平成21年度には5人、平成22年度には19人と増えているということはわかるのですが、利用対象者数からするとまだまだ少ないのではないかとということが委員さんからの質問だと思うのですが。登録される方の事情というのがあると思うのですね。その辺のところをどのように分析しているか。例えば病院に行くにしても、まだ自分で何とかなるとか、介助員さんがいるから何とかなるとかその辺のところをどう判断しているのか教えていただけますか。

【高齢者福祉課】

・車いすであるということを利用してある程度限定されていてそれが一つの原因だと思うのですが、あとは周知方法についても保健福祉ガイドブックに掲載して配布したり、ホームページに掲載したり、障害者手帳を渡す時に周知したりということはやっているところですが、なかなか増えないという状況にあります。

【会長】

・登録の相談については、窓口に来られて相談されているのだと思うのですが、登録される際にどういうきっかけで登録サービスを利用しようと思ったのかというようなことを聞かれましたことはありますか。

【高齢者福祉課】

・新規の登録の方ですと、介護保険を利用されている方が多いです。ケアマネージャーさんに資料を預けているので、車椅子を利用することになり通院が厳しいという方ですとケアマネージャーさんから情報を聞いて登録をされる方が多いという状況です。高齢者の方はご家族の方が病院の送迎をされている方がいます。通院の回数も何回も行かれるということになり、こちらのサービスだけでは足りないということもあり利用回数が伸びないということもあると思うのですが、家族の方が介護できなくなった時点でこういったサービスを利用されるという形になるのかなと思います。

【委員】

・たとえば109人の内訳というのか、自宅にいる方なのか、施設にいる方のかなどいろいろとその割合を知りたいということもあるのですが、そのことを含めてどういうことをやっているのかとか、改善が必要なことがあるのかとかそういうことを検討する場が必要じゃないのかなということを思いました。

【高齢者福祉課】

・この事業については、社会福祉協議会の方に委託していますので何かあれば市の方に連絡していただいて、改善できることがあれば対応していきたいと思います。また、自宅の方・施設の方の種別についての質問がありましたが、全員在宅の方が通院等に利用されているという状況です。

【会長】

・それでは、道路運送法第79条の3に規定する市町村福祉有償運送である白井市高齢者等外出支援サービス事業の更新に際して、事業の必要性について更新について合意をいただいたということでよいでしょうか。

※異議なしの声あり

【会長】

・続いて、本事業の実施するにあたり利用者から収受する対価等について、前回と変更はありませんがこれについても承認いただいたということでよいでしょうか。

※異議なしの声あり

【会長】

・この件について、他に何か意見がないようなので合意が得られたものとして運輸局への登録更新の手続きを進めていただくということをお願いして議事1を終了します。ありがとうございました。

(2)循環バスの見直し後の検証について

【会長】

・続きまして、議事2 循環バスの見直し後の検証について、事務局より説明願います。

【事務局】

・循環バスの見直し後の検証について、説明します。こちらについては、5ページほどの資料を用意しました。

・循環バスの見直しに関しては、平成22年3月24日に地域公共交通会議で合意をいただき、同年9月に改正を行ったところです。

・なお、合意を得た後に、第二小学校の保護者より第二小学校の児童が第一小学校の学童保育に通っていることに配慮して欲しいという要望を踏まえてルートの修正を行いました。当時の委員の皆様には合意形成後に修正が発生する可能性があることで了承を得ていたもので、修正後に各委員に報告させていただいたところです。この修正について、第二小学校の保護者の方から大変喜ばれていますこととお礼させていただき併せて報告させていただきます。

・それでは、資料に基づきまして説明します。1ページ目については、「循環バスの運行開始時からの累計利用者数」になります。こちらについては、今までの循環バスの経緯を併せて説明します。

・循環バスについては、平成10年度、平成10年10月28日から試験運行を始めました。その当時、市が保有していた福祉号というバスと新たにバスを1台購入して2台体制でスタートしました。運行日については、週5日(火～土)とし、運賃は試行運転ということもあり無料としていました。

・本格運行は、平成12年度、平成12年9月25日から開始しました。この時には、バスを3台購入し、先に購入した1台と合わせて4台体制で運行するようになりました。運行日については、毎日運行とし、運賃は中学生以上100円、小学生50円、障害者50円、小学生未満は無料としました。この時に、50円券24枚綴りの回数券を1,000円で販売開始しています。

・平成15年度には、平塚分校の廃止に伴いまして、第二小学校に通う児童のための通学便を新たに設定した見直しを行いました。運行日についても月～土曜日までの週6日の見直しを行いました。運賃については変更を行っていません。なお、日曜日については、利用者が少なく費用対効果を考慮し運行しないことになりました。

・次の見直しは、平成20年度、平成20年1月4日に行いました。この時は新たな運行先として、新鎌ヶ谷駅、千葉ニュータウン中央駅、さわやかプラザ軽井沢、第二工業団地、ベリーフィールドと呼ばれる西白井地区などを加えたルート設定を行いました。運行日については変更ありませんが、運賃の見直しを行い、高校生以上150円とし、新たに70歳以上を対象としたシルバー回数券を50円券30枚綴りのものを1,000円で販売開始しました。また、この見直しからICカードの利用が可能となりました。

・平成22年度、昨年9月1日の見直しですが、前回の見直しになりますが、この時に新たに鎌ヶ谷総合病院などを運行先に加えたルートを設定しています。バスについては、台数は4台と変わりありませんが、全車バリアフリー対

応のノンステップバスの導入を行いました。また、今まで白井市役所でのみ乗り継ぎが可能でしたが、西白井駅でも乗り継ぎを可能としました。運行日と運賃については、変更ありません。なお、平成22年度中に平成10年度からの累計利用者が100万人を超えたこと報告します。

・続いて、2ページ目ですが、平成20年度から平成23年度の6月現在までの月ごとの利用状況を示した「各年度の利用者数」になります。これについての説明は、省略しますのであとでご覧ください。

・3ページ目については、昨年見直しをした9月を基準として、前年度との比較を示した「見直し後の利用状況」になります。こちらは、月毎に比較ができるようになっています。見直し前というのは平成21年9月から、見直し後というのは平成22年9月からを上下に並べて示したのになります。9月から2月までの乗車数は、運行日の関係で10月分が減っていますが、対前年比で約1,000人増えており、その要因の一つとして見直しの成果もあったものと考えていました。ところが、3月11日の東日本大震災の発生により、市民の方も外出を控える傾向になり、また、福祉センターは、3月18日から4月10日までの間震災による一時避難所として利用していたため一般の利用ができない状態だったこともあり、3月と4月においては対前年比で大幅に減ってしまいました。その後、乗車数においては回復の傾向にはありますが、9月から6月までの10ヶ月間で127人の微増という状況にとどまっています。

・基本委託料については、見直し前に比べて上がっていますが、これについては、今までは市で購入したバスを運行委託として預ける形にしていたのですが、見直しの際にバスを指定して購入代を含めた委託としているため上がっているものです。

・運賃収入については、通常の料金のほか回数券購入代金が含まれます。

・1人あたり市負担額の求め方は、委託支払額を月間利用者数で割ったものになります。委託支払額は、基本委託料から運賃収入額を引いたものになります。

・続いて、4ページ目ですが、9月の見直し後に新規に設定した停留所と普段より利用状況が多い停留所の利用者数を示した「見直し後の主なバス停ごとの乗降者数」になります。新規に設定した停留所は、鎌ヶ谷総合病院、白井駅北口、富塚、西白井4丁目の4箇所ですが、中でも利用客が多い鎌ヶ谷総合病院、白井駅北口の乗降者数を示しています。次に、利用者の多い停留所については、白井市役所、福祉センター、第二小学校、白井駅南口、西白井駅、新鎌ヶ谷駅、千葉ニュータウン中央駅の7箇所の乗降者数を示しています。市役所については、循環バスの発着の起点となりますので、利用者がとても多いことがわかります。また、西白井駅については、乗り継ぎが可能となったこともあり市役所に継ぐ第二の拠点として、多くの方が利用していることがわかります。新鎌ヶ谷駅については、見直し前は9便の乗り入れだったものが21便と増えたこともあり、また、その先の鎌ヶ谷総合病院を利用される方を含めて多くの方が利用していることがわかります。

・続いて、5ページ目ですが、上から「ルート別の乗降差数」、次に「乗継券発行件数」、次に「回数券販売件数」、最後に「利用者からの意見」を示しています。まず、「ルート別の乗降差数」ですが、バスが4台ありますので市役所を中心に大きく東西南北に分けたルート設定をしていて、そのルートごとの乗降者数を示したのになります。これについては、鎌ヶ谷総合病院や新鎌ヶ谷駅を停留所に含んだ西ルートと南ルートの利用者がやや多いことがわかります。

・次に、「乗継券発行件数」についてですが、これについては見直し前は、白井市役所のみで乗り継ぎができるようになっていましたが、見直し後は白井市役所のほかに、西白井駅でも乗り継ぎができるようになったのですが、白井市役所での発行件数に比べて約1/6程度ということから、利用者に対して周知を行い積極的な活用を促していきたいと考えています。

・次に、「回数券販売件数」ですが、一般とシルバーを併せた月間販売数の平均は、約500件と定期的に利用される方には浸透してきているものと考えていますが、さらなる周知を図っていきたくと考えています。

・最後の「利用者からの意見」として企画政策課の方に寄せられた意見をまとめたものです。こちらについては、現時点で対応できるものと運行見直しの際に対応するものとを精査した上で対応をしているところです。なお、バスの走行についてと乗務員の対応についてに関するものについては、すぐに委託先であるバス運行会社に連絡し、事実確認した上で指導等行うようお願いしているところです。

・以上で、見直し後の検証についての説明を終わりますが、検証については今後も継続して行い、次回の見直しの際に有効活用ができるようにして、みなさまに愛される循環バス「ナッシー号」になるようにしていきたいと思えます。

【会長】

・見直し後の検証についての説明がありましたが、質問また不明な点等ありましたらお願いします。

【委員】

・新鎌ヶ谷駅に乗り入れているということで、もう少し本数が多いと助かるかなという話もありますが皆さんとても喜んでいきます。また、先の見直しで鎌ヶ谷総合病院への乗り入れもするようになったということで、こちらについてもとても便利になったとみなさん喜んでいきます。わたしが利用した際は3人くらいしか乗客がいなかったのですが、今の報告でこれだけたくさんの方が利用されていることでとても驚いているところですが、それだけみなさん使っているということでとても良かったのではないかと思います。

【委員】

・利用者からの意見という欄にもありますが、バスの走行についてとか、乗務員の対応についてということですが、私が以前の乗った時もまさにそうだったのですが急発進、急ブレーキ、それからスピードもかなり出ていました。乗客が危険を感じるような荒い運転でした。サービスといっても運行すればよいということではなくて、運転の質の問題になると思うのです。上質のサービスを心掛けて運行してもらいたいと思います。

【会長】

・委員からの今の意見について、バス会社の意見として何かありますか。

【委員】

・年に1回ですが乗務員の教育として、少人数での教育というのは行っています。苦情等がありましたら乗務員を呼んで、乗務員はどこで乗客を乗せたという情報は把握していますから、状況を確認して、個人教育を行って、それでも改善がなければ違うところで教育をしていかなければならないということになるのですが、またもしこのようなことがありましたら直接乗務員に言うのは大変でしょうから、市の方を通じて言ってもらえれば対応します。

【委員】

・私どもの行き届かぬところがあり、みなさんに迷惑をおかけしまして大変申し訳ございませんでした。このようなことはあってはならないことですので今後も指導の方は継続して行います。指摘いただければ乗務員の方は把握していますので個別に呼び出して指導を行い、特にひどいものについては、契約を解除ということもしています。また指導についても年に1回ですが行っています。今後は管理者において覆面点検として乗客になりすまして日頃の運転というのを監視して、それを基に改善を図りたいと思います。今後ともご指導よろしくをお願いします。

【会長】

・バスには、運行記録が残りますよね。

【委員】

・ナッシー号には、デジタルタコグラフがついていて、発進の仕方でもどのくらいスピードが出ているとか、その場所の特定であるとか、記録が残るようなカードが入っていてそれをパソコンに差し込むとデータが取りこめるようになっています。そのデータからあなたは急発進、急ブレーキというのをしているから改善しなさいよという指導を行ったり、どのような運転しているかなどの状況を把握する上での資料となります。

【委員】

・運転手さんの勤務体制というのはどうなっているのですか。

【委員】

・ナッシー号の運転手さんについては、他市の経路との兼務となっていて同じところをずっと運転させるようなことはしていません。10人なりの運転手さんがナッシー号とか鎌ヶ谷市のききょう号であるとかの運転を当番制で1ヶ月28日分の運行表を渡しています。

【委員】

・ナッシー号の運転手さんは専属で7名の運転手さんで対応しています。その7名でローテーションを組んで運転しています。

【委員】

・例えば、今日はAさんが一日とか半日とか運転するということですか。

【委員】

・バスは休憩なしで走りますが、人間は休憩なしでは走りませんので、食事の時であるとかは運転手を入れ替えて休憩させます。一日2ルートで3人の運転手さんで対応しています。どこの時間帯で交代するということもこちらで把握できています。

【委員】

・当社においても同様に対応しています。

【委員】

・回数券の販売件数をみるとかなりシルバー回数券の販売数が多いようです。高齢者の利用が多いのではないかと思います。運転免許の返納制度というのは年齢に関係なく自分の身体機能の衰え、あるいは家族から運転について反対されたという方が自主的に返納する制度です。返納すると運転経歴証明書、これは申請に基づいて発行されるものですが、この運転経歴証明書の所有者というのもシルバー回数券の対象者になりうるのか検討していただければと思います。高齢者同士の事故、加害者になる被害者になるような事故というのも増えてきている状況です。このような事故を減らすため、高齢者の運転を差し控えるために運転免許の返納をしていただくということをPRしています。そのような方は当然、車が運転できなくなるので公共交通機関を利用せざるを得ない。そのような方に何らかのメリットがないといけないのかなと思っています。

【会長】

・運転経歴証明書については以前意見をいただいたと思います。たしか、運転経歴証明書に有効期限があったかと思うのですが。

【委員】

・それについては、見直しを行っていきまして、更新ができます、再発行もできます、となるように警察としても考えていますので、かなり利便性が上がるのではないかと思います。

【会長】

・たしか以前の話では、2年か3年という期間があつて失効してしまうとその後のフォローが効かないということがあ

りましたが、それが見直されるということですので、警察の動きと連動しながら対応し、検討するというのでよいですか。

【事務局】

・この件については、必要に応じて対応していきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

【委員】

・平成20年度からの運賃が高校生が150円となって現行もそうですけど、高校生が150円というのが体格は大人と同じでしょうけど学生の身分で、また自分で稼いでいるわけではない中で少し高いような気がするのですがどうなのでしょう。

【事務局】

・当時の見直しの資料が手元になくて経緯がわからないのですが、次回の見直しの際に運賃についても見直しの対象と考えていますのでその際に、あらためて適正な運賃かどうかを検討したいと思います。

【会長】

・今、次回の見直しの際に検討を行うという話がありましたが、次回の見直しのスケジュールなどはどうなっていますか。

【事務局】

・見直しについては概ね3年に1度行っていますので、今回は平成25年度中の見直しを想定しているところです。また、状況によっては緊急やむを得ず見直しを行っていく場合もありますのでその際は、その状況に合わせて対応していかなければならないと捉えています。

【会長】

・平成25年中に見直しの予定があるということですが、各委員の任期は2年ということで平成25年までではないのですが本日の記録を残して検討をしていただくということによいですか。

【委員】

・新鎌ヶ谷駅発の最終便が白井駅まで当初予定されていたのに西白井駅まででカットされてしまった件で、遅い時間なのでおそらく利用者は一番多いのではないかと想定していたところなのですが、私としてはどうも釈然となくて、利用者が多いということが想定されるのであれば何とかやりくりしてその路線を活かそうという努力があってもよいのではないかと思います。それと通知というか周知の仕方も不十分な感じで、発表された実際の決定版の時刻表を見たら載っていなかったというような話だった。それと当時の委員さんも知らなかったという話も聞きました。その辺の対応をしっかりと欲しかったと思います。あれば本当にどうにもならなかったのですか。

【事務局】

・この件については、第二小学校に学童がないために第一小学校の学童に通っている児童のためにそのルートを伸ばした関係上、どこかを削らなければならないという状況が生じてしまった。限られた委託費の中で運営していくためにどうするかを検討した結果、新鎌ヶ谷駅発の最終便を西白井駅までとして、その先の白井駅までを廃止としたところです。西白井駅からは電車が通っておりますのでその辺をご理解いただければと思います。また、もっとうまくできなかったのかという話ですが、これには委託費のことも含まれていたのかと思うのですが、これについては、どこも廃止せず学童に通う分を延長した場合に数百万の経費が追加されるということでしたので増える経費のことを考慮した結果、西白井駅までとして、第二小学校の児童が第一小学校の学童に通う分を優先させていただいたところです。廃止した西白井駅から白井駅までの路線の利用者が多いことは想定はできたとは思いますが、西白井駅からは電車という代替えがあり、子供たちはバス以外にない代替えが効きませんのでご理解いただ

ければと思います。

【会長】

・この件については、議会に請願というも提出されましたし、市としてこの会議のあり方というものが適当であったかを含めて反省しているところです。次回の見直しの際には、その轍を踏まないようにきちんとスケジュール立てをして進めていかなければと思います。また、今の件につきましては次回の見直しの際に反映できるかどうかも議題になろうかと思ひますしその際は検討をお願いします。

【委員】

・資料を作成するにあたり途中からページがついているものもありますが、全体的にページを付けてもらうとどのページの何を説明しているかというのがわかるので次回からは改善して欲しいと思います。

【事務局】

・この件については、反省するところですので、次回からは配慮していきたいと思ひます。

【委員】

・朝の通学便を利用する児童というのは何人くらいいるのですか。

【委員】

・平塚の児童については、ほぼ全員利用しています。平塚地区で約40人くらいですか。それから、今井地区、富塚地区とかバスに乗れる方は利用している状況です。

【委員】

・この会議というのは1回限りの会議ですか。というのは、会議の招集についても、福祉の有償運送については、今回更新について諮りますよということがどこにも書いていない。ただ更新についてとしか書いていないので、私は今回はこのことについての勉強なり、わからないことを確認したりして持ち帰ってもう一回くらい開催してそこで諮るのかと思ひていた。どのようなことをするのか、通知なりにその辺をはっきりと明記して欲しい。

【会長】

・会議の論点なりを明確にした通知などをするように配慮するように事務局にはお願いしたいと思ひます。

【委員】

・今年はい今日の会議で終わりですか。

【事務局】

・今後については、状況を確認した上で開催をするかどうか決定していきたいと思ひています。その際は、通知いたしますのでよろしくお願ひします。

○会議終了 （午前11時45分 閉会）